で見るとき

町県民税・所得税等の申告は

【問合せ】 町・県民税

湯河原町税務課☎63-2111(内線261)

所得税など 小田原税務署☎35-4511

【受付期間・会場・時間】2月16日(金)~3月15日(木)

- ・ 湯河原町役場(第 2 庁舎 3 階会議室)
 - 9:00~11:30・13:00~15:30 (土日を除く) 2月25日(日)は申告受付を実施
- · 小田原税務署

8:30~17:00 (土日を除く) 2月18日(日)・25日(日)は申告受付を実施

【申告に必要なもの】

- ①申告書
- ②印鑑
- ③昨年中の所得を証明するもの (給与所得者は源泉徴収票。事業所得、不動産所得者は収入、必要経費を明らかにできるもの)
- ④生命・損害保険の支払証明書
- ⑤国民健康保険料・介護保険料などの納付額が確認できるもの
 - 《医療費控除を受ける場合》
 - ① 平成18年中の領収書(医療機関ごとに事前に集計しておいてください。)
 - ②健康保険、生命保険会社から治療費や入院費に対して給付金を受けた場合その額がわかるもの
 - 《住宅借入金等特別控除を受ける場合》
 - 必要書類については、小田原税務署または税務課までお問い合わせください。 (初めて控除を受けられる方は税務署での申告となります。)

【町で受付できない申告】次の申告については税務署で申告してください。 譲渡所得・損失申告・修正申告・過年度の各種申告

所得税・個人事業者の消費税及び 地方消費税の納税は□座振替が便利です!

所得税・個人事業者の消費税及び 地方消費税の納税に口座振替を希望 する場合は「口座振替依頼書」を税 務課へ提出してください。

【振替日】

所得税:4月20日(金)

個人事業者の消費税及び地方消費税:

4月26日(木)

税理士による小規模納税者の 方のための無料申告相談

- 【日 時】2月13日(火)~14日(水) 9:30~12:00・13:00~16:00 (受付は15:00まで)
- 【対 象】小規模納税者の方の所得税、 年金受給者及び給与所得 者の方の所得税の申告
- 【会 場】湯河原町商工会館

所得税·事業税·住民税の 申告相談

- 【日 時】2月7日(水)13:30~16:00
- 【会 場】役場第2庁舎3階会議室
- 【対 象】所得税・事業税・住民税の 申告をされる方(譲渡所 得がある方はご遠慮くだ さい。)

